



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年6月3日火曜日 第1969号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則..... 687

告 示

医療機関の指定..... 688
 指定医療機関の名称の変更..... 688
 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 688
 介護支援（介護予防事業者）の指定..... 688
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 689
 指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の変更..... 689
 指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... 689
 指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の変更..... 690
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 690
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 690

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... 691
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 691
 基本測量の実施の通知..... 691
 都市計画事業の認可..... 692
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可
 申請の概要..... 692
 土地改良区役員の就退任の届出（4件）..... 693
 町営土地改良事業の施行の同意..... 695
 道路の供用開始（県道松山北条線）..... 695
 開発行為に関する工事の完了..... 695

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 695
 登録販売者試験の実施..... 695
 一般県営住宅の入居者募集..... 696

規 則

○愛媛県規則第44号

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則（平成15年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1 西条市丹原町池田1161番地 愛媛県東予地方局産業経済部水産課内	1 西条市丹原町池田1161番地 愛媛県西条地方局産業経済部水産課内
2 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局産業経済部今治支局水産課内	2 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治地方局産業経済部水産課内
3 松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局産業経済部水産課内	3 松山市北持田町132番地 愛媛県松山地方局産業経済部水産課内
4 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課内	4 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜地方局産業経済部水産課内
5 宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局産業経済部水産課内	5 宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島地方局産業経済部水産課内
6 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課内	6 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県宇和島地方局産業経済部愛南水産課内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 898 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
上浦ハート薬局	有限会社カナダ イメディカル	今治市上浦町井口5297 - 1	平成20年 5月1日
八幡浜中央薬局	田 中 美 和 子	八幡浜市江戸岡1丁目 8 70番地 3	平成20年 5月1日
にしわき眼科ク リニック	医療法人にしわ き眼科クリニッ ク	八幡浜市江戸岡1丁目 4 番 5 号	平成20年 5月1日

○愛媛県告示第 899 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
鎌田医院	鎌田内科消化器科クリニック	鎌田啓祐	八幡浜市1526番地 4	平成20年4月1日

○愛媛県告示第 900 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（居 宅 介 護 事 業 者）の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人旭川荘	岡山市祇園地先	旭川荘南愛媛病院	北宇和郡鬼北町永野市1607	平成20年3月28日
有限会社ワードアイ	今治市東村5丁目8番地35号	おかげさん	今治市玉川町別所甲93番地3	平成20年4月14日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	指定通所介護事業所野中	伊予市中山町出淵3番耕地21番地	平成20年4月21日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	短期入所生活介護事業所野中	伊予市中山町出淵3番耕地21番地	平成20年4月21日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	短期入所生活介護事業所佐礼谷	伊予市中山町佐礼谷甲825番地1	平成20年5月1日
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	医療法人財団尚温会デイサービスセンターあがわ	伊予市下吾川119 - 1	平成20年5月1日

○愛媛県告示第 901 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（介 護 予 防 事 業 者）の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
ベストケア株式会社	松山市北条辻610番地15	ケアフィット松前	伊予郡松前町北黒田242番地1号	平成20年4月1日

社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	指定通所介護事業所野中	伊予市中山町出淵 3 番耕地21番地	平成20年 4 月21日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	短期入所生活介護事業所野中	伊予市中山町出淵 3 番耕地21番地	平成20年 4 月21日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	指定通所介護事業所佐礼谷	伊予市中山町佐礼谷甲825番地 1	平成20年 5 月 1 日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	短期入所生活介護事業所佐礼谷	伊予市中山町佐礼谷甲825番地 1	平成20年 5 月 1 日
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地 5	医療法人財団尚温会デイサービスセンターあがわ	伊予市下吾川119 - 1	平成20年 5 月 1 日
医療法人光佑会	伊予郡松前町大字神崎586番地	訪問看護ステーション菜の花	伊予郡松前町大字神崎578番地 1	平成20年 5 月 1 日

○愛媛県告示第 902 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	高松市鶴市町2025番地 3	（変更後） 株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1	平成19年11月 1 日
		（変更前） 株式会社トーカイ大洲出張所		

○愛媛県告示第 903 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	高松市鶴市町2025番地 3	（変更後） 株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1	平成19年11月 1 日
		（変更前） 株式会社トーカイ大洲出張所		

○愛媛県告示第 904 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	高松市鶴市町2025番地 3	(変更後) 株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1	平成19年11月 1 日
		(変更前) 株式会社トーカイ大洲出張所		

○愛媛県告示第 905 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	高松市鶴市町2025番地 3	(変更後) 株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1	平成19年11月 1 日
		(変更前) 株式会社トーカイ大洲出張所		

○愛媛県告示第 906 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町1164番地 3	アシストジャパン訪問看護ステーション東予	(変更後) 西条市大町字御舟川539番 1	平成20年 4 月21日
			(変更前) 西条市石田272 - 1	

○愛媛県告示第 907 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
大洲市	大洲市大洲690番地 1	大洲市指定通所介護事業所脈流苑	大洲市脈川町宇和川65番地	平成20年 4 月 1 日
株式会社ケアドリーミー	宇和島市丸穂町四丁目 2 番24号305	訪問介護そよかぜ	宇和島市丸穂町四丁目 2 番24号305	平成20年 4 月 2 日

○愛媛県告示第908号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
大洲市	大洲市大洲690番地1	大洲市指定通所介護事業所流苑	大洲市肱川町宇和川65番地	平成20年4月1日
株式会社ケアドリーマー	宇和島市丸穂町四丁目2番24号305	訪問介護そよかぜ	宇和島市丸穂町四丁目2番24号305	平成20年4月2日

○愛媛県告示第909号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1外	大規模小売店舗の名称	フジグラン松前A	エミフルMASAKI-A	平成20年4月23日	平成20年5月15日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジほか107社		
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676-1外	大規模小売店舗の名称	フジグラン松前B	エミフルMASAKI-B		
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社デオデオ		
エミフルMASAKI-C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586外	大規模小売店舗の名称	フジグラン松前C	エミフルMASAKI-C		
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社フォードフジほか2社		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第910号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
- 作業期間 平成20年7月1日から平成20年9月30日まで
- 作業地域 松山市、大洲市、上浮穴郡久万高原町、西宇和郡伊予

方町、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第911号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 施行者の名称

西条市

2 都市計画道路の種類及び名称

東予広域都市計画道路事業
3・5・33 喜多川朔日市線

3 事業施行期間

平成20年6月3日から
平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県西条市神拝字二本松、明屋敷字松之巷、字竹之巷及び字梅之巷、新田字北新田並びに朔日市字秋吉及び字兵衛田地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第912号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 家守伸正

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第62号 水腐ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分間当たり40ノルマル立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約2週間
使用開始の予定年月日	完成後翌日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	約24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0～11.0 最大 9.0～11.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9.0 最大 9.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 1,200
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 0.1 最大 0.2

汚水は、No4汚水処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No4汚水処理施設

設置年月日	平成13年5月15日		
処理施設の種別	化学処理及び物理処理		
処理施設の型式	中和、酸化及び電気分解		
処理施設の構造	ステンレス製他		
処理施設の主要寸法	縦 14.5メートル 横 12メートル 高さ 5メートル 縦 7メートル 横 7.5メートル 高さ 5メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,190立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、酸化及び電気分解		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5～11 最大 5～11	通常 5～11 最大 5～11
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 39 最大 39	通常 10 最大 10
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 146 最大 146	通常 29 最大 30

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 625 最大 781	通常 625 最大 781

汚水は、No 1 汚水処理施設で処理する。

(2) No 1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5 月15日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 9メートル 横 33メートル 高さ 5メートル 縦 6メートル 横 18メートル 高さ 5メートル 縦 6メートル 横 14.5メートル 高さ 5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~11 最大 1~11	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 7.1 最大 7.7	通常 7.1 最大 7.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 20.3 最大 25.6	通常 20.3 最大 25.6
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.25 最大 1.0	通常 0.25 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,651 最大 1,983	通常 1,651 最大 1,983	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 5.9 最大 7.1
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 13.9 最大 18.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.2 最大 1.0
		通常 2,951 最大 3,519

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第 913 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目 3 番29号
"	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目 4 番44号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目 6 番44号
"	近 藤 宗 治	新居浜市田所町 8 番39号
"	越 智 和 夫	新居浜市新須賀町一丁目 6 番49号
"	岡 田 高 代	新居浜市新須賀町一丁目 7 番16号
監 事	近 藤 洋 一	新居浜市新須賀町一丁目12番 5 号
"	岡 田 章 子	新居浜市新須賀町一丁目 7 番17号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 照四郎	新居浜市田所町 5 番10号
"	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町二丁目 8 番16号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目 6 番44号
"	加 藤 頼 政	新居浜市新須賀町一丁目 7 番20号
"	田 村 蓮太郎	新居浜市田所町 2 番34号
"	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目 4 番44号
監 事	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町二丁目 4 番18号
"	近 藤 宗 治	新居浜市田所町 8 番39号

○愛媛県告示第 914 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定により、

新居浜市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年6月3日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 藤 八 雄	新居浜市八幡一丁目11番50号
"	伊 藤 方 正	新居浜市垣生二丁目6番47号
"	岡 部 永 親	新居浜市垣生三丁目6番33号
"	岡 部 正 明	新居浜市垣生四丁目4番8号
"	佐々木 作	新居浜市垣生五丁目7番7号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生四丁目1番43号
"	藤 田 幸 正	新居浜市垣生六丁目13番11号
"	岡 忠 良	新居浜市八幡三丁目10番38号
"	伊 藤 智 夫	新居浜市垣生一丁目8番6号
監 事	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生三丁目4番37号
"	印 南 光 哉	新居浜市垣生一丁目14番9号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 藤 八 雄	新居浜市八幡一丁目11番50号
"	伊 藤 方 正	新居浜市垣生二丁目6番47号
"	岡 部 永 親	新居浜市垣生三丁目6番33号
"	岡 部 正 明	新居浜市垣生四丁目4番8号
"	佐々木 作	新居浜市垣生五丁目7番7号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生四丁目1番43号
"	藤 田 幸 正	新居浜市垣生六丁目13番11号
"	岡 忠 良	新居浜市八幡三丁目10番38号
"	岡 部 仁	新居浜市垣生一丁目11番57号
監 事	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生三丁目4番37号
"	石 井 俊 一	新居浜市八幡三丁目4番13号

○愛媛県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年6月3日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目6番22号
"	山 下 元	新居浜市庄内町三丁目4番40号
"	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目3番29号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	秦 正 夫	新居浜市坂井町三丁目9番22号
"	桑 原 梅 信	新居浜市庄内町三丁目2番9号
"	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目4番44号
"	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目4番30号
"	村 上 博 通	新居浜市庄内町一丁目11番11号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号

"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
監 事	近 藤 貴 誉 志	新居浜市庄内町六丁目10番53号
"	高 橋 正 國	新居浜市坂井町三丁目11番35号
"	近 藤 洋 一	新居浜市新須賀町一丁目12番5号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 照 四 郎	新居浜市田所町5番10号
"	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目6番22号
"	山 下 元	新居浜市庄内町三丁目4番40号
"	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町二丁目8番16号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	神 野 恒 男	新居浜市下泉町二丁目10番10号
"	高 橋 正 國	新居浜市坂井町三丁目11番35号
"	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目4番44号
"	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目4番30号
"	村 上 博 通	新居浜市庄内町一丁目11番11号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	山 下 登	新居浜市庄内町六丁目7番28号
監 事	近 藤 貴 誉 志	新居浜市庄内町六丁目10番53号
"	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町二丁目4番18号
"	相 原 芳 朗	新居浜市坂井町三丁目11番37号

○愛媛県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年6月3日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 元	新居浜市庄内町三丁目4番40号
"	桑 原 梅 信	新居浜市庄内町三丁目2番9号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	村 上 博 通	新居浜市庄内町一丁目11番11号
"	神 野 正 樹	新居浜市城下町4番38号
"	山 下 泰 典	新居浜市庄内町六丁目10番27号
"	山 下 計 三	新居浜市庄内町三丁目11番19号
"	本 藤 修	新居浜市庄内町三丁目7番9号
"	村 上 栄	新居浜市庄内町二丁目2番77号
監 事	近 藤 貴 誉 志	新居浜市庄内町六丁目10番53号
"	加 藤 秀 誉	新居浜市庄内町五丁目9番30号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 元	新居浜市庄内町三丁目4番40号
"	桑 原 梅 信	新居浜市庄内町三丁目2番9号
"	村 上 博 通	新居浜市庄内町一丁目11番11号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号

"	山 下 登	新居浜市庄内町六丁目 7 番28号
"	本 藤 豊	新居浜市庄内町二丁目 9 番29号
"	神 野 直 樹	新居浜市城下町 4 番55号
"	山 下 計 三	新居浜市庄内町三丁目11番19号
監 事	近 藤 貴 誉 志	新居浜市庄内町六丁目10番53号
"	加 藤 秀 誉	新居浜市庄内町五丁目 9 番30号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目 6 番 6 号

○愛媛県告示第 917 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町長から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村上地区）の施行に平成20年 6 月 3 日同意した。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 918 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市道後北代1276番 8	平成20年 6 月 3 日
"	"	松山市道後北代1278番 2 地先から 同市道後北代1278番 2 まで	平成20年 6 月 3 日

○愛媛県告示第 919 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
20中局建（開）第10号 平成20年 5 月23日	伊予郡松前町大字徳丸字一ノ宮749番、750番及び751番	松山市東石井六丁目 6 番44号 ㈱リビング椿 代表取締役 大西克教
20中局建（開）第11号 平成20年 5 月23日	伊予市下三谷字市ノ宮1350番 1 及び1350番 3	伊予市下三谷2477番地 4 村上能律

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平成20年 5 月23日	特定非営利活動法人 さなえ	小 川 純 人	松山市一番町 1 丁目14番地 7	この法人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、自立した日常生活及び社会生活を営むための支援事業を行い、障害のある人もない人も、共に地域で暮らせる「自立と共生の社会」の実現及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

登録販売者試験の実施について

薬事法（昭和35年法律第 145 号）第36条の 4 第 1 項の規定により、平成20年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成20年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成20年10月25日(土)午前10時30分
- 2 試験の場所
愛媛大学及び松山大学(試験会場は、受験票により通知する。)
- 3 受験申請書の提出期間
平成20年7月14日(月)から8月1日(金)まで。

- ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験申請書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所(松山市の区域にあっては、松山保健所)と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

一般県営住宅の入居者募集について

愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、一般県営住宅の入居者を次のとおり公募する。

平成20年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公募対象の建物概要

設置所在地名	団 地 名	構 造 別	型 別	床 面 積	募 集 戸 数 (特定目的住宅を含む。)
宇和島市和霊東町二丁目	明倫	中 層 耐 火	2 D K	56.1㎡	6
			3 L D K	71.7㎡	7

備考 「特定目的住宅」とは、入居者又は同居親族に60歳以上の者がいる世帯、入居者又は同居親族に心身障害者がいる世帯、同居親族に18歳未満の児童が3名以上いる世帯及び入居者が配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである世帯を対象とする住宅をいう。

2 家賃

条例第9条に規定する額。なお、家賃の外に共益費及び駐車場使用料(条例第23条の17第1項に規定する県営住宅駐車場を使用する場合に限る。)が必要である。

3 入居者の資格(次の事項(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第1項各号に掲げる者で知事が一般県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては(1)、(3)及び(4)、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては(3))を具備すること。)

- (1) その者の収入が条例第5条第1号に規定する金額を超えないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者(3箇月以内に結婚する者に限る。以下同じ。)を含む。以下同じ。)があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 申込受付期間

平成20年6月20日から6月27日まで

なお、抽せん日以後でも入居可能な場合は、順次申込みを受け付ける。

5 申込受付場所

南予地方局建設部建築指導課

6 申込みに必要な書類

- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 市町長の発行する平成19年分の所得証明書
- (3) 平成19年分の所得を証明する書類(源泉徴収票又は収支明細書)
- (4) 住民票の謄本
- (5) 婚姻の予約者については、双方の両親又は媒酌予定者による婚約証明書

7 入居の決定

抽せんにより決定する。

8 抽せんの日時及び場所

- (1) 日時
平成20年7月14日(月)午後1時30分
- (2) 場所

宇和島市天神町7-1

南予地方局 7階大会議室

9 抽せんの方法

一般住宅と特定目的住宅とは、別に抽せんする。

10 入居時期

平成20年8月8日

11 その他

特定目的住宅へ入居申込みをする者は、その旨を申し出て、対象世帯であることの確認を受けること。